

Ⅶ 自主点検

あなたの会社のセクシュアルハラスメント対策は万全ですか？以下のチェックリストで自己点検してみましょう。

- 点検項目のうち、実施している項目にチェックを入れてください。
- 点検項目は実施方法の例です。他の方法もいろいろ考えられます。それぞれの会社の実態に応じて、必要な措置を講じてください。対策の効果をより高めるためにも複数の方法を実施することを検討してください。

1 職場におけるセクシュアルハラスメントの実態把握

職場におけるセクシュアルハラスメントに対する労働者の意識や実態を把握したり、対策について意見を聞くために、次のようなことを行っていますか。

- 社内アンケート調査を実施している。
- 職場ごとに話し合いを行い、意見を聞いている。
- 労働者を集めて、意見交換会を実施している。
- 人事面接を行う際に意見を聞いている。
- イン트라ネットを活用して実態や意見を把握している。
- 相談・苦情窓口において実態や意見を把握している。
- 対策について検討するプロジェクトチームを設置している。

職場におけるセクシュアルハラスメントとはどのようなことを労働者に理解させるために、次のようなことを行っていますか。

- 労働者の意識調査を行い、男女労働者間の認識に差があることや男性もセクシュアルハラスメントの対象となること、同性間でも生ずること及び対象となることを理解させている。
- チェックリストを作成し、労働者にセクシュアルハラスメントについての認識度を自己点検させている。
- 職場ごとの会議などでセクシュアルハラスメントに関する事項について注意喚起を行っている。
- 階層別の研修にセクシュアルハラスメントに関する事項を組み込んで実施している。
- 労働者の意識啓発のための小冊子を作成し配付している。

- 労働者の意識や実態を把握することは、職場におけるセクシュアルハラスメントを未然に防止し、労働者にとって働きやすい職場環境を作っていくための出発点です。

 アンケート例について、31頁参照。

2 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発 <指針1>

職場におけるセクシュアルハラスメントの内容及び職場におけるセクシュアルハラスメントがあってはならない旨の方針を明らかにし、労働者に周知・啓発するために、次のようなことを行っていますか。

- 就業規則にセクシュアルハラスメントの内容及その禁止について規定し、全労働者に配布している。
- セクシュアルハラスメント対策についての労使協定を締結し、全労働者に配布している。
- 社内倫理規定、社員行動基準などにセクシュアルハラスメントの内容及その禁止について定めて、全労働者に配布している。
- 労働者心得や必携にセクシュアルハラスメントの禁止について記載し、全労働者に配布している。

- セクシュアルハラスメントの内容やその禁止について社内通達を发出している。
- 社内報で特集記事を組んだり、シリーズとして掲載している。
- 「職場におけるセクシュアルハラスメントの内容やそうした行為を許さない」ということを盛り込んだパンフレット、ポスターなどを作成し、職場に掲示している。
- 経営トップがセクシュアルハラスメント防止宣言をし、社内イントラネット上の掲示板に載せたり、全労働者にメールで送信している。
- 上記のようなセクシュアルハラスメントの内容や禁止等についての周知・啓発の際に、併せて性別役割分担意識に基づく言動がセクシュアルハラスメントの発生の原因や背景になり得ることを周知・啓発している。

職場におけるセクシュアルハラスメントに係る性的な言動を行った者については厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を明らかにし、労働者に周知・啓発するために、次のようなことを行っていますか。

- 就業規則にセクシュアルハラスメントに係る性的な言動を行った者に対する懲戒規定を定め、これを全労働者に配付している。
- セクシュアルハラスメントに係る性的な言動を行った者は、現行の就業規則において定められている懲戒規定の適用の対象となり、どのような性的言動がどのような処分に相当するかについてパンフレットに記載し、これを全労働者に配付している。

- 職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するためには、まず事業主の方針として職場におけるセクシュアルハラスメントを許さないことを明確にするとともに、これを全労働者に周知・啓発しなければなりません。

 事業主が講ずべき措置について、7～8頁参照。

3 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 < 指針2 >

相談への対応のための窓口をあらかじめ定めていますか。

- 相談室を設置している。
- 相談に対応する担当者をあらかじめ定めている。
- 相談に対応する苦情処理機関を設けている。
- 相談専用のメールアドレスを設けている。
- 相談専用電話を設置している。
- 外部の専門家（カウンセラー、弁護士など）に相談への対応を委託している。

相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにしていますか。また、相談窓口においては、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにしていますか。

- 相談窓口で受けた相談の内容や状況に応じて、相談窓口の担当者と人事部門とが連携を図ることができる仕組みとしている。
- 相談窓口の担当者が、留意点などを記載したマニュアルをあらかじめ作成し、それに基づき対応できるようにしている。
- 相談窓口担当者を対象として、相談対応の仕方やカウンセリングの知識などについて研修を実施している。
- 些細な事柄に関する相談であっても、公正真摯な態度で丁寧に対応するよう徹底している。

- 職場におけるセクシュアルハラスメントの未然防止および再発防止の観点から相談窓口を明確にするとともに、相談対応に当たってはその内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。

 事業主が講ずべき措置について、9～10頁参照。

4 職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応 <指針3>

職場におけるセクシュアルハラスメントについての相談があった場合に、その事案の事実関係を迅速かつ正確に確認していますか。

- 相談窓口担当者が事実関係の確認を行っている。
- 苦情処理委員会が事実関係の確認を行っている。
- 事実確認する際に、当事者双方の主張を公平に聞くことにしている。
- 当事者に了解を得た上で、必要に応じて第三者からの話も聴取している
- 事実関係の確認が困難な場合などにおいて、均等法第18条に基づく調停の申請を行うなど第三者機関に紛争処理を委ねることとしている。

職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、被害者に対する配慮の措置を適正に行っていますか。

- 当事者間の関係の改善について援助を行うこととしている。
- 被害者と行為者を引き離すための人事上の配慮をしている。
- 被害者の労働条件などに不利益が生じている場合はそれを回復することとしている。
- 管理監督者や産業保健スタッフ等による被害者のメンタルヘルス不調への相談対応を行うこととしている。
- 均等法第18条に基づく調停などの第三者機関の紛争解決案に従った措置を講じることとしている。

職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置や被害者に対する措置をそれぞれ適正に行っていますか。

- 就業規則に基づき、行為者に対して一定の制裁を課すこととしている。
- 当事者間の関係の改善について援助を行うこととしている。
- 被害者と行為者を引き離すための人事上の配慮をしている。
- 会社が講じる措置を当事者に説明することとしている。
- 行為者の謝罪等の措置を講ずることとしている。
- 均等法第18条に基づく調停などの第三者機関の紛争解決案に従った措置を講じることとしている。

セクシュアルハラスメントが生じた場合に、次のような再発防止措置を講じていますか。

- 「セクシュアルハラスメントを許さない」という会社の方針及び行為者には厳正に対処する旨の方針を、社内報、パンフレット、社内ホームページなどにより再確認させている。
- セクシュアルハラスメントに関する意識を啓発するための研修、講習を改めて実施している。
- 会議、朝礼などの場で、セクシュアルハラスメントを行わないよう再度注意を促している。
- 社内で相談しづらい雰囲気がないか、相談・苦情への対応状況を再検討している。
- セクシュアルハラスメントが生じた原因を分析し、防止対策を再検討している。

 事業主が講ずべき措置について、11～12頁参照。

5 プライバシーの保護、不利益取扱いを行わない旨の定め <指針4>

相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知していますか。

- 相談者・行為者等のプライバシーや名誉を尊重し、知り得た事実の秘密を厳守するよう徹底している。
- 相談者・行為者等のプライバシー保護のために必要な事項をあらかじめマニュアルに定めている。
- 相談者・行為者等のプライバシー保護のために、相談窓口の担当者に必要な研修を行っている。
- 相談窓口においては相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じていることを、社内報、パンフレット、社内ホームページなどに掲載し、配付している。

労働者が職場におけるセクシュアルハラスメントに関し相談をしたこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発していますか。

- 就業規則において、相談したことや事実確認に協力したこと等を理由として解雇等の不利益取扱いをされない旨規定し、労働者に周知・啓発している。
- 社内報、パンフレット、社内ホームページなどに、相談したことや事実確認に協力したこと等を理由として解雇等の不利益取扱いをされない旨記載し、労働者に周知・啓発している。

 事業主が講ずべき措置について、14～15頁参照。

均等法に基づく紛争解決援助制度について

厚生労働省の出先機関である都道府県労働局雇用均等室では、労働者と事業主の間で職場でのセクシュアルハラスメントに関する私法上の紛争が生じた場合、当事者の一方または双方の求めに応じ、紛争の早期解決のための援助を行っています。援助には次の2つの方法があります。

参
考

- 1 都道府県労働局長による紛争解決の援助（均等法第17条）
- 2 機会均等調停会議による調停（均等法第18条）

この2つの制度は、労働局または調停委員が公平な第三者として紛争の当事者の間に立ち、両当事者の納得が得られるよう解決策を提示し、紛争の解決を図ることを目的とした行政サービスです。

セクシュアルハラスメントについてのアンケート例

●該当する項目の□にチェックを入れてください。

1 性別

男性 女性

2 次のようなことはセクシュアルハラスメントに当たると 思えますか。

- 容姿やプロポーションについてあれこれ言う
性的な冗談を言う
肩、手、髪に触る
職場の宴会でお酌やカラオケのデュエットを強要する
女性労働者におみやみやみをお茶くみを強要する
「おじさん」「おばさん」「○○くん」「○○ちゃん」と呼ぶ
「女性は職場の花でよい」「男のくせに、女のくせに」と言う
「結婚はまだか」「子どもはまだか」と尋ねる

3 職場でのセクシュアルハラスメントについて

(1) 職場でセクシュアルハラスメントを受けたことがありますか。
または、他の人が職場でセクシュアルハラスメントを受けて
いるのを見たり聞いたりしたことがありますか。

- 受けたことがある（見たり聞いたりしたことがある）
受けたことはない（見たり聞いたりしたことがない） →4へ

(2) そのセクシュアルハラスメントはどのようなものでしたか。

- 性的な冗談、からかいや質問をされた
ヌード写真などを見せられたり、不愉快な視線を送られた
性的含みのあるメール、電話、手紙を受け取った
仕事に関係ない食事につこく誘われた
身体に触られた
性的関係を強要された
その他（)

(3) 行為者は誰でしたか。

- 会社の幹部 直属の上司 他部署の管理職
 同僚 部下 他部署の者
 取引先の者、顧客 その他

(4) なぜセクシュアルハラスメントが生じたと思いますか。

- 男性労働者と女性労働者の性に対する意識の違いがあるため
女性労働者に対して男性労働者が差別意識を持っているため
部下の男性労働者に対して女性上司が差別意識を持っているため
一部にモラルの低い労働者がいるため
パート社員、派遣社員を対等なパートナーと見なしていない労働者がいるため
会社側のセクシュアルハラスメント防止に対する使用者責任についての認識が低いから
職場全体がセクシュアルハラスメントを問題としない雰囲気だから
その他（)

(5) 誰に相談しましたか。

- 家族 友人 上司 →(6)へ 人事課 →(6)へ

その他（)

(6) 上司や人事課はどのような対応でしたか。

- 相談内容を丁寧に聞いてくれた
事情聴取の結果、会社として一定の対応してくれた
相談は聞いてくれたが、やっかい者のように扱われた
当事者同士で解決するよう言われただけだった
その他（)

以下の項目は、対策を講じている場合に追加してください。

4 わが社のセクシュアルハラスメント対策について

(1) セクシュアルハラスメントを防止するために策定した方針を知っていますか。

- 知っている 知らない

(2) セクシュアルハラスメントについての相談をどこにすればよいか知っていますか。

- 知っている 知らない →5へ

(3) セクシュアルハラスメントについて、相談窓口を利用したことがありますか。または、必要が生じたときに今後利用すると思いますか。

- 利用したことがあり、今後も利用すると思う
利用したことはあるが、今後は利用しないと思う
利用したことはないが、今後は利用したいと思う
利用したことはなく、今後も利用しないと思う

(4) 相談窓口は利用しやすいと思いますか。

- 利用しやすいと思う →5へ
利用しにくいと思う

(5) 相談窓口を利用しないと思う理由または利用しにくいと思う理由は何ですか。

- 同性の相談担当者がいないから
相談担当者が1名しかおらず、相談しにくい人だから
プライバシーが守られそうにないから
相談担当者が誰か知らないから
相談してもきちんと対応してくれそうにないから
その他（)

5 職場でのセクシュアルハラスメント対策で会社に対して望むことは何ですか。

- 企業トップや幹部の意識を改革して欲しい
一般社員の意識啓発研修を行って欲しい
管理職の意識啓発研修を行って欲しい
セクシュアルハラスメントを許さないという企業方針を徹底して欲しい
利用しやすい相談窓口を設置して欲しい
就業規則や労使協定に制裁規定を盛り込んで欲しい
問題発生時に迅速・公正な対応をして欲しい
風通しのよい職場風土を醸成して欲しい
その他（)

職場のセクシュアルハラスメント対策、男女雇用機会均等法に関するお問い合わせは、

都道府県労働局雇用均等室へ

[受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)]

	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階
青森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩手	019-604-3010	019-604-1535	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎
宮城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番4号 秋田第二合同庁舎2階
山形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31
栃木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2ランド・アクシス・タワー 16階
千葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1611	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
新潟	025-288-3511	025-288-3518	950-8625	新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館4階
富山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号
石川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐阜	058-245-1550	058-245-7055	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階
愛知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング11階
三重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区尙替町通御池上ル金吹町451
大阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15階
奈良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階
鳥取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階
岡山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館
徳島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎2階
愛媛	089-935-5222	089-935-5223	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田1番39号
福岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル3階
熊本	096-352-3865	096-352-3876	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階
大分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル4階
宮崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

厚生労働省のホームページでは、メールによるご質問も受け付けています。

<https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

平成27年6月作成 パンフレットNo.11

(3) 労務管理・安全衛生管理について

介護事業の 労務管理・安全衛生管理について

～介護事業場の労働問題の現状について～

- 1 管内の産業構造と労働相談及び労働災害発生状況
- 2 労務管理と安全衛生管理 ～相談事例から
- 3 新たな労働問題

川崎市(中原区・高津区・宮前区・多摩区)の産業構造及び労働相談

	適用事業場数	事業場構成比	相談件数
(全産業)	19,733	100.0%	3,677
製造業	2,624	13.3%	159 (4.3%)
建設業	2,110	10.7%	168 (4.6%)
運輸交通業	277	1.4%	112 (3.0%)
商業	6,420	32.6%	260 (7.0%)
教育研究業	1,082	5.5%	94 (2.5%)
保健衛生業	1,840	9.3%	517 (14.1%)
(社会福祉)	(584)	(3.0%)	(310) (8.4%)
接客娯楽業	2,773	14.1%	162 (4.4%)

川崎市(中原区・高津区・宮前区・多摩区)の業種別労働災害発生状況

	平成25年	平成26年
(全産業)	479	477
製造業	45	41
建設業	94	101
運輸交通業	47	55
商業	90	99
教育研究業	7	9
保健衛生業	81	56
(社会福祉)	72	43
接客娯楽業	38	33

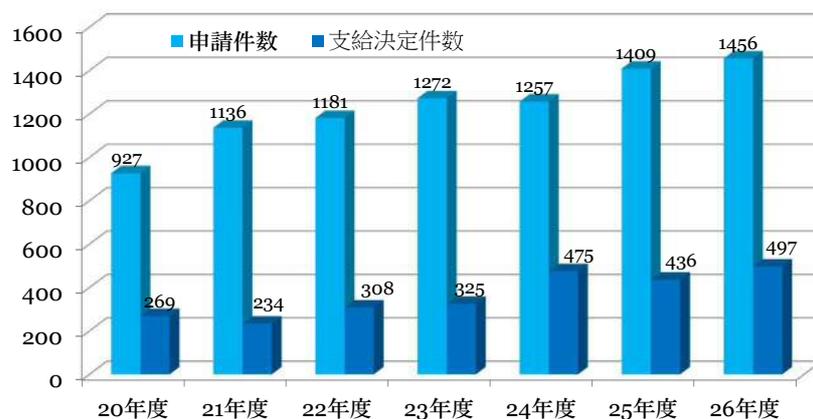
災害内容(抜粋)

休業見込期間	性別	事故の型	傷病性質	傷病部位
1ヶ月	女性	動作の反動、無理な動作	負傷による腰痛	骨盤部
30日	女性	動作の反動、無理な動作	負傷による腰痛	骨盤部
1ヶ月	女性	転倒	骨折	足指
1ヶ月	女性	交通事故(道路)	頭頸部外傷症候群(いわゆる「むち打ち症」)	頸部
3ヶ月	女性	転倒	骨折	ひざ
30日	女性	転倒	骨折	上膊
1ヶ月	女性	はさまれ、巻き込まれ	骨折	指
1ヶ月	女性	動作の反動、無理な動作	負傷による腰痛	骨盤部
2ヶ月	女性	転倒	骨折	足首

社会福祉施設死亡災害発生事例
～過去3年間で全国28人が死亡～

年月	業種	職種	事故の状況	発生概要
23年6月	その他	調理員	過重労働	調理作業中に倒れ、搬送先の病院で死亡したもの。直近の時間外労働が月100時間を超えており、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事していたものとして労災認定された。
23年8月	社会福祉施設	介護職員	転倒	グループホーム入居者からの呼び出しコールが鳴ったため、被災者がスタッフルームから走って居室へ向かっていたところ、モップで水拭きした廊下で足を滑らせ転倒、後頭部を強打したもの。その後、被災者は7日後に死亡した。
26年9月	社会福祉施設	介護職員	動作の反動・無理な動作	訪問介護のサービスのため、被災者が利用者宅の台所で昼食の準備をしていた時、足を滑らせ転倒し頭部を強打した。一時的に動けなくなったものの、少し休んだあと、動けたのでタクシーを利用して自宅に戻った。が、帰宅後、被災者の頭部の状況が悪化したため、救急車で搬送されたが検査途中で意識不明となり、4日後に死亡した。

精神障害等に係る労災請求・決定件数の推移（全国）



平成26年度精神障害の労災請求件数の多い業種上位10業種

	業種	請求件数
1	社会福祉・介護	140
2	医療	95
3	道路貨物運送業	84
4	その他サービス業	64
5	小売業	51
6	情報サービス業	48
7	電気機械器具製造業	47
8	輸送用機械器具製造業	39
9	学校教育	37
10	専門サービス業	33

相談事例

訪問介護事業を行っておりますが、1日に2つの居宅をまわる場合に、介護職員が自宅からAさんの居宅に行き業務を行って、そのまま昼休憩を挟みBさんの居宅へ行き業務を行い、そのまま自宅に帰るパターンがあります。

移動の時間は業務を行っているわけではないので賃金も発生しないと考えておりましたが今般一部介護職員から移動に時間がとられるのにおかしいのではないかと問われました。

移動している時間は労働時間なのですか？

訪問介護の移動時間等について

- 移動時間
- 業務報告書の作成時間
- 研修・教育の時間

労働時間

- ◆ 労働時間とは拘束時間から休憩時間を除いた時間

拘束時間

(始業時刻から終業時刻までの時間)

労働時間

実作業
時間

手待ち
時間

休憩
時間

相談事例

①先日、大雪で交通が麻痺することが予想されたので当社を休業にしました。

②通所介護を行っている施設です。労働時間の定時は9時～18時ですが、台風の直撃を受けた日に、利用者もおらず従業員の帰宅の危険を考え15時で施設を閉めました。

時給の労働者に対し、休業手当を支払う必要がありますか？

相談事例

訪問介護事業を行っております。

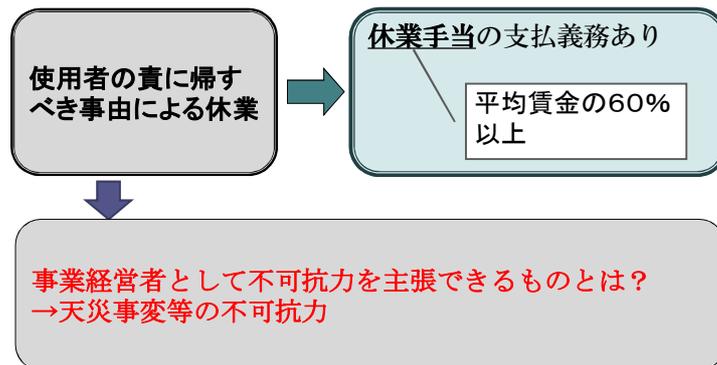
利用者の都合でキャンセルとなった場合は、使用者の責に帰すべき事由による休業ではないので休業手当の支払い義務は無いと思いますが、それでよいですか？

相談事例

休業手当

会社側の都合（使用者の責に帰すべき事由）により労働者を休ませた場合、休ませた日について、**平均賃金の6割以上**の手当（休業手当）を支払わなければなりません（労働基準法第26条）。

会社側の都合とは、**事業経営者として不可抗力を主張できないすべての場合**を含むと考えられています。



相談事例

不可抗力とは？

- ①その原因が事業の外部より発生した事故であること
- ②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であること

今回の大雪や台風

ただし、上記①②の要件を満たす場合には該当しない
具体的には…物資輸送経路の状況、取引先への依存度、代替手段の可能性、天災からの期間、使用者として休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案（東日本震災の際の本省Q & A）

使用者と労働者との関係における利用者のキャンセル

解雇に関する相談

従業員が施設利用者の金品を横領した。

懲戒解雇として即日解雇していいか？

また、ペナルティーとしてあわせて賃金カットしてよいか？

解雇に関する相談

解雇予告手当の支払または

労働基準法第91条

「就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、①1回の額が平均賃金の1日分の半分を超え、②総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない。」

※なお、実損額を別途請求することを妨げるものではありません。

労働契約終了に関する相談

正社員にすると解雇規制が厳しいので6箇月の契約で契約社員を雇い入れた。

雇い入れ後2ヶ月経ったがこの者の勤務態度に問題があるように見受けられる。

そこで、契約期間終了を待たず解雇したいが可能か？

解雇できないわけではないが・・・

試用期間中の解雇

期間の定めのない社員（パート等含）の解雇

契約社員（有期契約）

※離職の種類

自己都合退職

会社都合退職

解雇

労働災害に関する相談

当施設の介護職員が立て続けに腰痛で休業となっています。

何か防止するための方策について厚労省で検討したようなものはないのでしょうか？

介護労働者災害の**特徴と対策**

◎全国的な労働災害の特徴

◎これらの労働災害を防止するための対策

◎その他の労働災害防止対策

労働災害の防止に努めましょう！

○腰痛予防対策

○転倒災害防止対策

○高年齢労働者に配慮した職場改善

労働災害に関する相談

当施設のある職員の妻から、「最近夫の様子がおかしい。意味のわからないことを言ったり、ボーッとしていることが多くなった。夜眠れてもいないようだ。職場で何かあったのだろうか。家族もとまどっている」と聞かれた。

その職員は責任感もありよくやってくれる人なので施設のフロアの管理を任せている人である。

現場の同僚にそれとなく聞いたところ、勤務態度に変化は無いが、確かに以前より口数が減ったとか髪型が荒れているなどの意見があった。

何かいい対処法は無いか？

メンタルヘルス対策

メンタルヘルスの総合情報サイト「こころの耳」

各々の立場に役立つ情報へ案内するメンタルヘルスの玄関口

対象	内容
本人へ	専門相談機関の案内 ストレス軽減ノウハウ 克服体験記 救済制度
家族へ	うつ病だろうか？ 通院中の対応は？ 専門相談機関の案内 遺された家族へ
事業者・上司へ	支援・助成制度 事例紹介（営業マンやS Eの事例・職場復帰成功事例など） 手引・冊子・パンフ紹介
支援者へ	法令・指針案内 研修会案内 統計情報

働く人のメンタルヘルス
ポータルサイト
「こころの耳」

URL
<http://kokoro.mhlw.go.jp>

現在の労働問題

- 1 「ブラック企業」
- 2 色々な職場のハラスメント
- 3 社会の少子高齢化による労働問題は？

「ブラック企業」

正式な定義はない

厚労省…「若者使い捨てが疑われる企業」

・過重、長時間労働を強いる

⇒精神を病んでしまった労働者は退職させる

⇒脳・心臓疾患による過労死・自殺者を発生させる



労働者が過重労働に至るケース

正規雇用の欲求や諸々の情報から安定志向強まる



「正社員になりたい・でいたい」



劣悪な労働環境に耐える労働者増加

※特に若年層



過重労働激化

(精神疾患・自殺・過労死増加)

セクハラ・パワハラ・アルハラ・ソーハラ

マタニティハラスメント

妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う

⇒※パタニティハラスメント

社会の少子高齢化による労働問題は

社会の少子高齢化→労働力不足の深刻化

- ・ 外国人労働者
- ・ 高齢者
- ・ 女性

外国人労働者の受け入れ

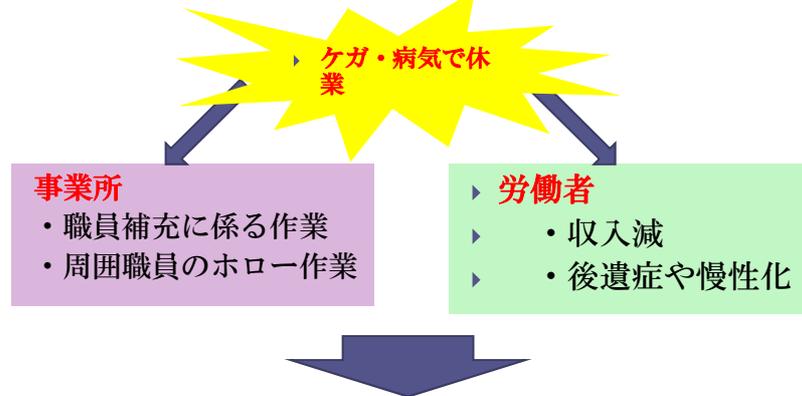
注意点

- ・ 就労可能の確認
- ・ 言葉の問題
- ・ 相手文化・宗教の理解必要

それでも対処できない・・・業務量の調整

現状の人員でできる範囲内の仕事しか受けない

労働者のケガ・病気は労使共通の損失



労働者のケガ・病気は労使共通の損失

安全衛生管理と健康確保の重要性にご理解を！

まとめ

1 管内の産業構造と労務及び労働災害状況

- ・介護事業の産業割合に比し労働問題多い
- ・介護職場での労働災害状況・疾病状況(腰痛・メンタル)

2 労務管理と安全衛生管理 ～相談事例から

- ・移動時間、台風や利用者キャンセル時の休業手当、シフトに入れない問題、解雇の手続き、金品横領者の解雇や制裁、退職の種類
- ・労働災害防止、メンタルヘルスケアなど

3 新たな労働問題

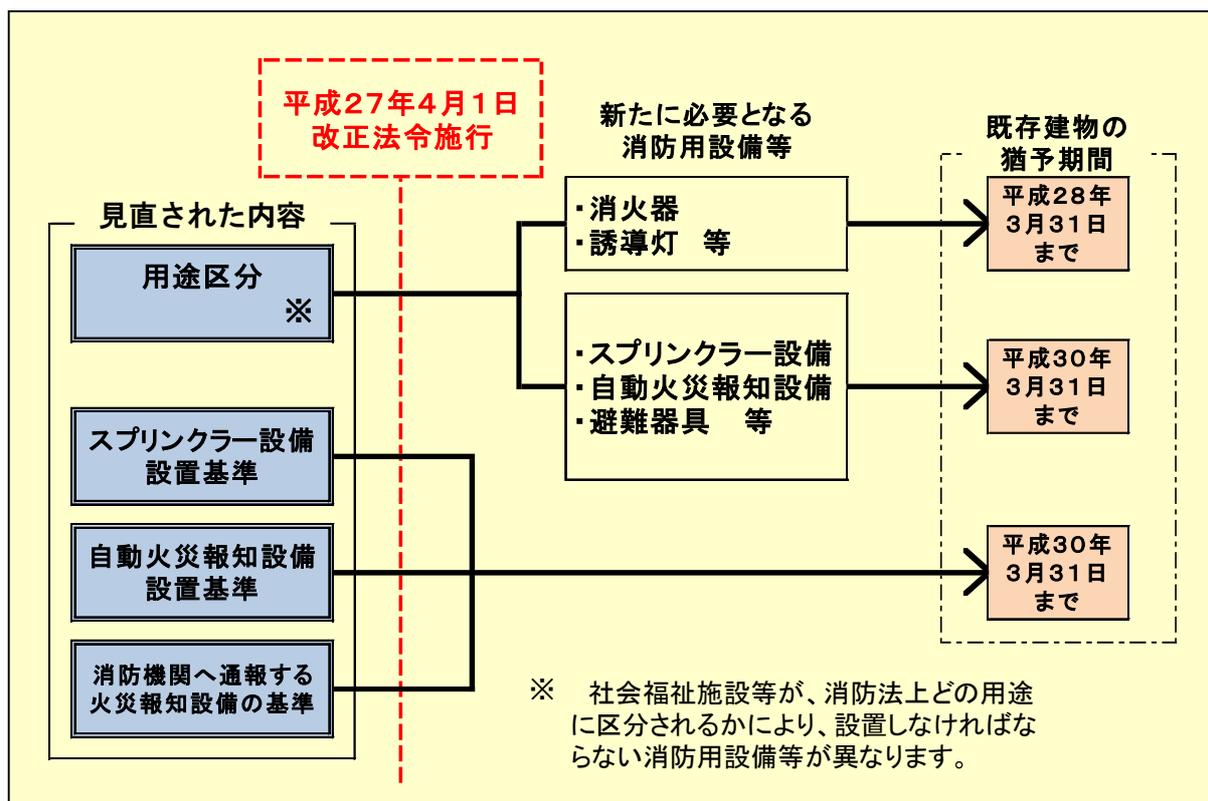
- ・「ブラック企業」、色々な職場のハラスメント、少子高齢化

(4) 防火管理について



施設の実態調査を実施しています

社会福祉施設等で発生した火災を受けて、消防法令が改正され、社会福祉施設等の用途区分や、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の消防用設備等の設置基準が見直されました。

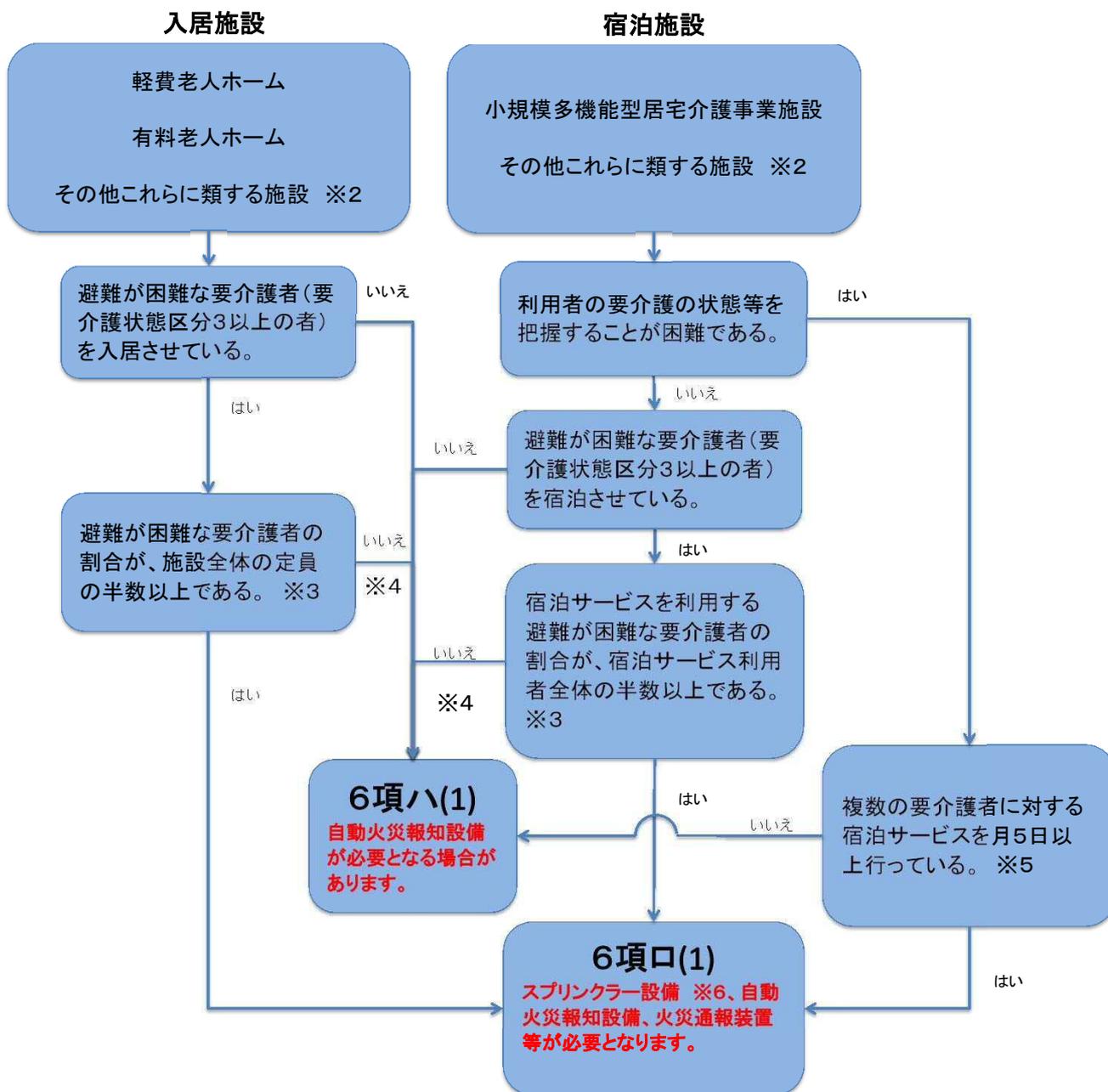


今回の消防法令の改正により、新たに消防用設備等の設置が必要になる場合がありますので、川崎市消防局では、平成27年4月以降、社会福祉施設に伺い、川崎市における判定フロー（別紙1）等により用途区分等を判定し、新たに消防用設備等が必要な施設に対しては、その旨通知しております。

つきましては、事前に利用者の要介護状態区分及び入居（宿泊）状況が確認できる資料を御用意していただきますようお願いいたします。また、施設によっては、施設の平均的な状況の確認（別紙2）又は用途確認書（別紙3）の提出をお願いする場合がありますので、御協力いただきますようお願いいたします。既に調査実施済みの施設におきましても、最新の情報を把握するため、再度調査を実施する場合がありますので、引き続き御協力をお願いいたします。

なお、判定基準については他の自治体と異なる場合があります。

川崎市における用途区分判定フロー ※1



※1 川崎市における用途判定基準ですので、他の自治体の判定基準と異なる場合があります。

※2 「その他これらに類する施設」とは、老人に対して業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設

※3 宿泊の状況等について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合（小規模多機能型居宅介護事業施設、複合型サービス施設、お泊りディサービスを行う施設等）には、施設の平均的な状況として3ヶ月間の実績を確認した上で、避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させているかを判定（別紙2参照）

※4 入居又は宿泊の状況について、別紙3により提出

※5 宿泊の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、施設の定常的な状況として3ヶ月間の実績を確認した上で、複数の要介護者に対して宿泊サービスを提供した日が、3ヶ月間において15日以上である場合に、令別表第1(6)項ロ(1)として判定

※6 建物構造等により、設置が免除される場合があります。

施設の平均的な状況の確認方法

高齢者施設における宿泊の平均的な状況の例

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	90
宿泊の状況 ※1	○ ○ ●	○ ● ●	●	宿泊なし	○ ○ ○ ○	● ●	○ ○ ○ ○ ●	○ ○	● ● ● ●	○	○ ○ ● ●
割合 ※2	1/3	2/3	1/1	0/0	0/4	2/2	1/5	0/2	4/4	0/1	2/4

※1 宿泊の状況（凡例）

○ : 要介護状態区分3未満の者

● : 要介護状態区分3以上の者（避難が困難な要介護者）

宿泊なし：宿泊サービスの提供がなかった日

※2 割合欄：宿泊サービス利用者全体における、避難が困難な要介護者の割合

入居・宿泊の平均的な状況は、3箇月間の利用状況において確認しますので、利用者の要介護状態区分及び宿泊状況がわかる資料をご用意ください。

用途確認書（高齢者施設）

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（6）項ハ(1)に掲げる防火対象物とされた際の状況は次のとおりです。

チェック欄	施設種別	入居又は宿泊の状況
<input type="checkbox"/>	軽費老人ホーム	①入居の状況 A：要介護状態区分が3以上の者の数（ 人） B：施設全体の定員数（ 人）
<input type="checkbox"/>	有料老人ホーム	判定 $A/B < 0.5$
<input type="checkbox"/>	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設	②宿泊の状況 A：宿泊サービスを利用する要介護状態区分が3以上の者の数（ 人） B：宿泊サービス利用者全体の数（ 人） 判定 $A/B < 0.5$
<input type="checkbox"/>	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの（令別表第1（6）項ハ(1)に掲げるものに限る。）	①入居の状況 A：要介護状態区分が3以上の者の数（ 人） B：施設全体の定員数（ 人） ②宿泊の状況 A：宿泊サービスを利用する要介護状態区分が3以上の者の数（ 人） B：宿泊サービス利用者全体の数（ 人） 判定 $A/B < 0.5$

上記の状況について、施設の実態と相違ありません。

事業所名称

所在地

職・氏名

電話 ()

- (備考) 1 この書類は、令別表第1（6）項ハ(1)となる場合に提出してください。
2 該当する施設種別のチェック欄にレ点を記入してください。
3 施設の管理等について責任的立場にある者が署名してください。

社会福祉施設の消防用設備等に関する消防法令改正の概要 もしもの火災から利用者を守る



社会福祉施設の安全と安心のために、

〈改正の趣旨〉

1. 社会福祉施設等の様相の多様化により、自力で避難することが困難な要介護者の入居・宿泊が常態化している施設や、福祉関係法令に位置づけられていないもので社会福祉施設等と同様なサービスを提供する施設があることから、消防法上の位置づけを明確にするため消防法施行令別表第1における用途区分の改正が行われました。
2. 平成25年2月の長崎市認知症高齢者グループホーム火災を契機に、ソフト面（防火管理や近隣応援体制など）とハード面（建築構造や通報・消火設備など）の対策について検討が行われ、消防用設備等の基準の改正がなされました。
3. 認知症高齢者グループホーム火災の対策検討の中で、障害者施設等の安全対策についても検討がなされ、併せて改正がなされました。

〈改正の概要〉

あなたの施設の消防法上の用途区分は？

改正された用途区分により新しく(6)項口又は(6)項ハになった施設

A「新旧用途別一覧」による新しい用途区分の消防用設備等の設置基準が適用されます。また、改正された用途別の新しい基準が適用されます。

主な消防用設備等の設置基準は、Fで確認してください。

改正前から(6)項口に該当する施設

スプリンクラー設備及び火災通報装置の基準が改正されました。

原則として面積に関係なく、スプリンクラー設備の設置が必要となります。

火災通報装置を自動火災報知設備と連動して起動させることが必要となります。

詳しくは、Cで確認してください。

改正前から(6)項ハに該当する施設

自動火災報知設備の基準が改正されました。

利用者を入居又は宿泊させる施設の場合、面積に関係なく自動火災報知設備の設置が必要となります。

詳しくは、Dで確認してください。

消防用設備等の基準の改正が行われました。

〈改正対象の主な設備〉



〈施行スケジュール〉

新築はH27.4/1～全て適用

施行日	施行日及び既存施設の経過措置			
	▼H27.4/1	▼H28.3/31	▼H29.3/31	▼H30.3/31
平成25年3月改正 (6)項口、ハの用途区分の見直し	★			
消火器、漏電火災警報器、誘導灯	→			
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ警報設備、火災通報装置、非常警報設備、避難器具	→			
平成25年12月改正 (6)項口、ハの消防用設備等の設置強化	★			
スプリンクラー設備の設置の見直し (6)項口の施設で面積に関係なく (一部施設は275㎡以上)	→			
火災通報装置の起動方法の見直し (6)項口の施設の装置は自動火災報知設備の作動と連動して起動	→			
自動火災報知設備の設置の見直し (6)項ハ(入居施設等に限る)で面積に関係なく	→			

A 新旧用途別一覧(平成27年4月1日施行)

旧 平成27年3月末まで	新 平成27年4月1日から
(6) 項口 (自力避難困難者入所福祉施設等)	
老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 有料老人ホーム(一部) 介護老人保健施設 老人短期入所事業を行う施設 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 救護施設 乳児院 障害児入所施設 障害者支援施設(一部) 短期入所を行う施設(一部) 共同生活介護を行う施設(一部)	(1) (高齢者施設) 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム※1 有料老人ホーム※1 介護老人保健施設 老人短期入所事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※1 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 その他これらに類するもの※2 (2) (生活保護者施設) 救護施設 (3) (児童施設) 乳児院 (4) (障害児施設) 障害児入所施設 (5) (障害者施設) 障害者支援施設※3 短期入所を行う施設又は 共同生活援助を行う施設※3(「短期入所等施設」)
(6) 項ハ (老人福祉施設、児童養護施設等)	
老人デイサービスセンター 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人介護支援センター 有料老人ホーム(一部) 老人デイサービス事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 更生施設 助産施設 保育所 児童養護施設 障害児入所施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 児童発達支援センター 情緒障害児短期治療施設 児童発達支援若しくは放課後等デイサービス事業を行う施設 身体障害者福祉センター 障害者支援施設(一部) 地域活動支援センター 福祉ホーム (障害者のための)生活介護、短期入所、 共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援、共同生活援助を行う施設(一部)	(1) (高齢者施設) 老人デイサービスセンター 軽費老人ホーム※4 老人福祉センター 老人介護支援センター 有料老人ホーム※4 老人デイサービス事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※4 その他これらに類するもの※5 (2) (生活保護者施設) 更生施設 (3) (児童施設) 助産施設 保育所 幼保連携型認定こども園 児童養護施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 一時預かり事業を行う施設 家庭的保育事業を行う施設 その他これらに類するもの※6 (4) (障害児施設) 児童発達支援センター 情緒障害児短期治療施設 児童発達支援若しくは放課後等デイサービス事業を行う施設 (5) (障害者施設) 身体障害者福祉センター 障害者支援施設※7 地域活動支援センター 福祉ホーム (障害者のための)生活介護、短期入所、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援若しくは 共同生活援助を行う施設※8

(注) 新しく用途区分が追加・変更された施設を赤字で記載しています。

B 用途変更に係る留意事項

(6) 項口関係

- ※1 避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させるもの ⇒（規則5条3項）
 - ・「避難が困難な要介護者を主として入居させる」とは、「介護保険法の要介護状態区分が3～5の者」を対象とし、その入居者が、施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断する。
 - ・「避難が困難な要介護者を主として宿泊させる」とは、宿泊業務が常態化し、「介護保険法の要介護状態区分が3～5の者」の割合が、当該施設の宿泊利用者全体の半数以上であることを目安として判断する。（⇒H26.3 消防予第81号）
- ※2 (6) 項口 (1) 「その他これらに類するもの」 ⇒（規則5条4項）
 避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設。
- ※3 避難が困難な障害者を主として入所させるもの ⇒（規則5条5項）
 ・「避難が困難な障害者等」とは、「障害者総合支援法の障害支援区分が4～6の者」を対象とし、定員の概ね8割を超えることを目安とし判断する。（⇒H26.3 消防予第81号）

(6) 項八関係

- ※4 (6) 項口 (1)（高齢者施設）に掲げるものを除く。
- ※5 (6) 項八 (1) 「その他これらに類するもの」 ⇒（規則5条6項）
 老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設。
- ※6 (6) 項八 (3) 「その他これらに類するもの」 ⇒（規則5条7項）
 業として、乳児若しくは幼児を、一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設。
- ※7 (6) 項口 (5)（障害者施設）に掲げるものを除く。
- ※8 (6) 項口 (5)（障害者施設）短期入所等施設を除く。

《主な改正通知等一覧》

- 用途区分が変更となった改正法令
 - ・消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について（H25.3.27 消防予第120号）
- 消防法施行令改正に伴う運用等について
 - ・消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）（H25.3.27 消防予第121号）
- 火災を契機として消防用設備等の設置が強化された改正法令
 - ・消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について（H25.12.27 消防予第492号）
- 消防法施行令改正に伴う運用等について
 - ・消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）（H26.3.14 消防予第81号）
- スプリンクラー設備の設置を要しない構造等の基準
 - ・消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について（H26.3.26 消防予第101号）
- スプリンクラー設備の設置を要しないこととする特例基準
 - ・小規模社会福祉施設等に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について（H26.3.28 消防予第105号）
- スプリンクラー設備の設置を緩和する際の避難に関する基準
 - ・入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件等の公布について（H26.3.28 消防予第110号）
- 障害者施設等に係る設置の運用等について
 - ・消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）（H26.3.28 消防予第118号）

C (6) 項口「新たに施行される消防用設備等の設置基準」

(スプリンクラー設備・火災通報装置)

設備	対象	改正内容	施行
スプリンクラー設備 令 12条1項	(6) 項口 (1) 高齢者施設 (3) 児童施設	275㎡未満の施設にも設置が必要 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造の施設は除かれる。	平成 27 年 4 月 1 日 既存の建物は 平成 30 年 3 月 31 日 まで 経過措置期間
	(6) 項口 (2) 生活保護者施設 (4) 障害児施設 (5) 障害者施設 の防火対象物で、介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの。		
火災通報装置 規則 25条3項	(6) 項口、 これら施設を含む (16) 項イ	自動火災報知設備と連動して起動する。（「防災センター」に設置されるものは除かれる。）	

「介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの」とは、乳児、幼児や障害支援区分4以上の者であって、規則12条の3で規定する認定調査項目（「移乗」等）の6項目のいずれかにおいて、「支援が必要」等に該当する者が、利用者の概ね8割を超える施設をいう。

D (6) 項八「新たに施行される消防用設備等の設置基準」

設備	対象	改正内容	施行
自動火災報知設備 令 21条1項	(6) 項八（利用者を入居又は宿泊させる施設に限る。）	300㎡未満の施設にも設置が必要	平成 27 年 4 月 1 日 既存の建物は 平成 30 年 3 月 31 日 まで 経過措置期間

「入居又は宿泊させる」とは、施設の利用者が夜間に就寝するもので、入院や入所も含む。（H26.3 消防予第118号）

300㎡未満（特定一階段等防火対象物を除く。）の施設の場合、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が可能となる。

E スプリンクラー設備の設置を要しない構造

従来の構造	規則 12条の2 1項1号	延べ面積 1,000㎡未満（基準面積） ○防火区画 ・居室を準耐火構造の壁、床で区画 ・区画は 100㎡以下かつ 4以上の居室を含まない。 ○内装制限あり（避難経路は準不燃材料、その他の部分（居室を含む。）は難燃材料） ○扉は防火設備で自動的に閉鎖する。
	規則 12条の2 1項2号	延べ面積 1,000㎡以上（基準面積） ○防火区画 ・居室を耐火構造の壁、床で区画 ・区画は 200㎡以下 ○内装制限あり（同上） ○扉は特定防火設備
新たに設けられた構造	規則 12条の2 2項1号	延べ面積 100㎡未満 ○単一用途 ○入居者が利用する居室が避難階 I 内装不燃化 ○避難経路を準不燃材料 ○その他の部分を難燃材料
	規則 12条の2 2項2号	延べ面積 100㎡未満 ○単一用途 ○入居者が利用する居室が避難階 II 内装不燃化を要しない ① 居室区画（扉は自動閉鎖） ② 煙感知器 ③ 各居室の開口部 ・屋内外から容易に開放 ・幅員 1m以上の空地に面する。 ・避難できる大きさ等 ④ 2方向避難が確保されている。 ⑤ 火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること。 ※ ← は2方向避難の経路
規則 12条の2 3項	共同住宅の一部を施設としたもの（他の用途は存しないもの） ○施設部分の延べ面積の合計 275㎡未満 ○防火区画 ・施設部分の各住戸を準耐火構造の壁、床で区画（扉は防火設備） ・施設部分の各住戸が 100㎡未満 ○住戸内 ・居室および通路に煙感知器 ・避難経路（他の居室を通過しない。） ・居室の通路側扉は自閉式で不燃材料 ○内装制限あり（避難経路は準不燃材料、その他の部分（居室を含む。）は難燃材料）	

上記項目に該当しない施設は、スプリンクラー設備の設置が必要です。
設置・免除等に関わる具体的な事柄は、お近くの消防機関に相談してください。

F 社会福祉施設の主な消防用設備等

(6) 項口（自力避難困難者入所福祉施設等）	
消火器	全部
屋内消火栓設備	延べ面積 700㎡以上
スプリンクラー設備	全部（一部施設は延べ面積 275㎡以上）
自動火災報知設備	全部
漏電火災警報器	延べ面積 300㎡以上
火災通報装置 ※	全部 （自動火災報知設備と連動して起動）
非常警報設備	収容人員 50人以上
避難器具	20人以上 （下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項がある場合は10人以上）
誘導灯	全部
(6) 項八（老人福祉施設、児童養護施設等）	
消火器	延べ面積 150㎡以上
屋内消火栓設備	延べ面積 700㎡以上
スプリンクラー設備	床面積合計 6,000㎡以上
自動火災報知設備	全部 （入居・宿泊させるもの） 延べ面積 300㎡以上 （入居・宿泊させるもの以外）
漏電火災警報器	延べ面積 300㎡以上
火災通報装置 ※	延べ面積 500㎡以上
非常警報設備	収容人員 50人以上
避難器具	20人以上 （下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項がある場合は10人以上）
誘導灯	全部

※火災通報装置とは、消防機関へ通報する火災報知設備

構造・階数等によって設置基準が異なる場合があります。
設置・免除等に関わる具体的な事柄は、お近くの消防機関に相談してください。

日本消防設備安全センター
違反是正支援センター

URL <http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/>

お問い合わせ先

既存の建物に社会福祉施設が入居する場合

消防、建築の基準を御確認ください

既存の建物内で、新たに社会福祉施設を開設する場合、その建物に消防用設備等の追加設置が必要となる場合があります。

また、建物によっては、構造等が社会福祉施設として適当でない場合があります。



消防用設備等が適正に設置されていないと、火災時に利用者の安全を確保することができなくなってしまいます。消防職員が立入検査で確認した場合は、消防法令違反として指導・公表の対象となりますので、施設の円滑な運営のためにも管轄消防署で事前に相談していただくようお願いいたします。**特に一般住宅を社会福祉施設に改装する場合は、十分御注意ください。**

また、建物構造等が福祉施設に適合するものであるか、計画段階で建築士等に確認するようお願いいたします。

〔消防に関するお問い合わせ先〕

消防署	管轄のエリア	住所	電話番号
臨港消防署予防係	川崎区 ※詳細の区域はお電話にてご確認ください。	川崎区池上新町 3-1-5	(代) 044(299)0119
川崎消防署予防係		川崎区南町 20-7	(代) 044(223)0119
幸消防署予防係	幸区	幸区戸手 2-12-1	(代) 044(511)0119
中原消防署予防係	中原区	中原区新丸子東 3-1175-1	(代) 044(411)0119
高津消防署予防係	高津区	高津区二子 5-14-5	(代) 044(811)0119
宮前消防署予防係	宮前区	宮前区宮前平 2-20-4	(代) 044(852)0119
多摩消防署予防係	多摩区	多摩区柞形 2-6-1	(代) 044(933)0119
麻生消防署予防係	麻生区	麻生区万福寺 1-5-4	(代) 044(951)0119

〔建築に関するお問い合わせ先〕

まちづくり局指導部建築指導課建築監察担当 電話044(200)3008



川崎市消防局
イメージキャラクター
太助

我が家を守ろう！ 住宅防火のポイント

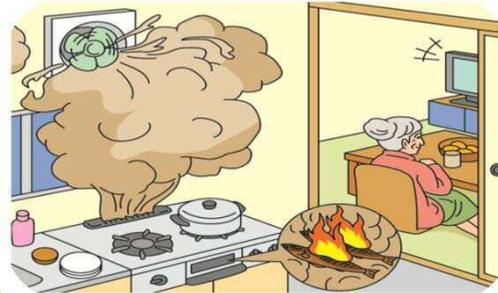
○ 火事を防ぐために・・・



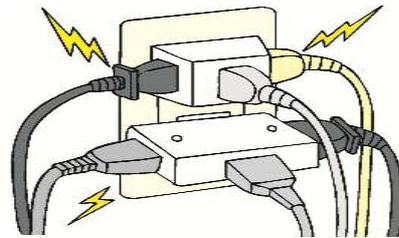
寝たばこは絶対にしない！



ガスコンロから離れる時は
必ず火を消す！



ストーブの周りに
燃えやすい物を置かない！



電気コード・コンセントは
タコ足配線をしない！



火事・救急は「119番」へ



お問い合わせ

川崎市消防局 予防部予防課

住所 川崎市川崎区南町20-7 ☎044-223-2703



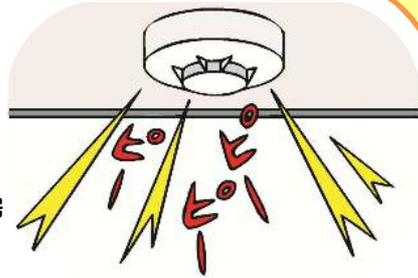
川崎市消防局
イメージキャラクター
太助

我が家を守ろう！ 住宅防火のポイント

いざ！という時のために…

火事を早く周りに知らせる
「**住宅用火災警報器**」を
設置してください。

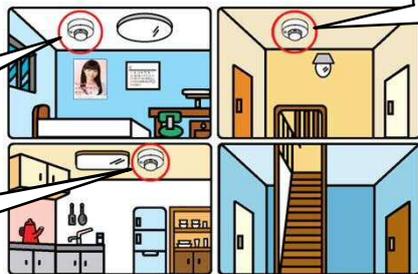
※ 平成23年6月1日から消防法及び条例により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。



設置場所

寝室は
睡眠中の安全など

台所は
火災の早期発見



階段は
煙と炎の通り道

※ 階段は上階に
寝室がある場合、
上部に設置。

設置場所には、それぞれに
必要な理由があります。
定められた設置場所すべて
に設置をお願いします。

早期に消火して
被害を最小限に、
おさえることのできる、
「**住宅用消火器**」
を備えましょう。



燃え広がりを防ぐため、
燃えにくい「**防災品**」の
使用をお勧めします。



悪質な訪問販売にご注意を！



消防署や市町村が、
直接、訪問販売をする
ことはありません。
また、不適正な価格
(市場価格を超える高
額な価格)による販売
を行う業者に、ご注意
ください。

お問い合わせ

川崎市消防局 予防部予防課

住所 川崎市川崎区南町20-7 ☎044-223-2703

(5) 感染症対策について

平成27年度集団指導講習会 感染症対策について

平成27年10月30日(金)
川崎市健康福祉局健康安全部健康危機管理担当 感染症対策担当



感染対策の3原則

<感染対策の3原則>
感染を「しない」、「させない」、「ひろげない」

<高齢者介護施設における感染対策>
「持ち込まない」、「持ち出さない」、「拡げない」



例えば、ノロウイルスの場合には

持ち込まない	持ち出さない (感染させない)	拡げない
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 入所時、外泊時には、入所者や同居者に胃腸炎症状の有無を確認する ✓ 胃腸炎症状がある場合には入所する前に連絡してもらうよう協力を依頼する ✓ 胃腸炎症状のある方の面会・介助者は遠慮してもらう(説明やポスターを掲示) ✓ スタッフの自己管理(職員)については、胃腸炎症状があり、2日以内にカキ等の喫食歴やノロウイルス感染者との接触歴がある者は、勤務に出てくる前に責任者へ連絡する 	<p>【調理従事者に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ヒトによっては、不顕性感染(無症状)でノロウイルスを便から排出している場合がある ✓ 手洗いを徹底する ✓ 食材に触れる時には、手袋を着用すること ✓ 着衣に触れた手で食材には触れない(トイレ後に手を洗う前に着衣に触れノロウイルスが付着しているかもしれない) ✓ ロに入れる箸、コップに触れる場合にも手洗いをを行う ✓ 調理従事者がノロウイルス感染した場合は、ウイルス学的診断で陰性確認後に従事することが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 水平伝播を防止すること ✓ 下痢症状を有する、ノロウイルスを疑わせる入所者(利用者)への対応を徹底する ✓ 日頃の手洗い(石けんと流水、アルコール手指消毒)を励行する習慣 ✓ 個室隔離や集団隔離、接触予防策を実施する

2次発生や集団発生を防ぐ

面会は必要最低限にする	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 面会者にも情報を示すこと ✓ 面会者に理解を求めること
責任者(感染管理者)は、感染対策が確実に実施されているかを観察して確認する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 共有トイレの消毒(0.02%次亜塩素酸ナトリウム)を毎日行う ✓ 手洗いの励行 ✓ オムツ交換の手順の見直しを行う

協力病院や保健所と連携をとって助言を得たり、
感染対策に詳しい人への協力を求める



感染症の情報収集

川崎市感染症情報

～今、何の病気が流行しているか!～

> 概要

市内の最新の感染症情報をお知らせします。

> 詳細

例えば、平成27年第46週(11月9日から11月15日まで)の

感染症情報をお伝えします。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(いわゆる感染症法)」に基づき、川崎市内の医療機関から患者情報を収集し、解析した情報をまとめております。医療関係者、施設関係者、及び市民の方々等多くの方々にご覧いただき、感染症対策の一助としていただければと存じます。

> 配信を希望する方へ

(配信する内容)最新の感染症情報を閲覧するURLを、原則毎週水曜日にメールにて配信いたします。登録方法については、川崎市のHPから、感染症情報とキーワード検索してください。



感染症に関するご相談は・・・

各区役所保健福祉センターにお気軽に御相談ください

川崎区役所保健福祉センター衛生課	201-3223
幸 区役所保健福祉センター衛生課	556-6682
中原区役所保健福祉センター衛生課	744-3280
高津区役所保健福祉センター衛生課	861-3321
宮前区役所保健福祉センター衛生課	856-3270
多摩区役所保健福祉センター衛生課	935-3310
麻生区役所保健福祉センター衛生課	965-5163

健康福祉局健康安全部健康危機管理担当
感染症担当 200-2441



社会福祉施設等への各種通知等 <感染症等防止関係>

○対策マニュアル等

厚生労働省:高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成25年3月)

厚生労働省:大量調理施設衛生管理マニュアル

厚生労働省:高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き

抜粋

年月日	内容	関係資料等
H26. 5. 1	結核院内(施設内)感染対策の手引きについて(情報提供)	【別添】結核院内(施設内)感染対策の手引き(平成26年版)
H26. 4. 16	社会福祉施設及び介護保険施設等における高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)が疑われる事例の発生について	【別添】高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)が疑われる事例の発生について(情報提供)
H26. 2. 24	社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について	<ul style="list-style-type: none"> ・(改正通知)大量調理施設衛生管理マニュアル ・ノロウイルスによる食中毒の発生予防について ・ノロウイルス食中毒予防対策リーフレット ・手洗いの手順リーフレット
H25. 12. 4	社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について	<ul style="list-style-type: none"> ・(別添(健康局事務連絡))感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの予防啓発について ・(参考)ノロウイルスに関するQ&A
H25. 11. 20	社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について	
H24. 11. 28	社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性胃腸炎の流行状況を踏まえたノロウイルスの一層の予防の啓発について ・感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの予防啓発について
H24. 11. 27	社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について	
H24. 8. 23	社会福祉施設における食中毒予防及び衛生管理の徹底について	・【別紙】医薬食品局通知
H24. 7. 31	「精神科病院(認知症病棟)における結核集団感染事例の発生について(注意喚起)」(平成24年7月23日事務連絡)の差し替えについて	
H24. 7. 27	精神科病院(認知症病棟)における結核集団感染事例の発生をふまえた社会福祉施設等における結核対策について	・結核院内(施設内)感染予防の手引きについて
H23. 12. 2	感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの予防啓発について	
H21. 10. 8	新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【再更新】	
H21. 8. 4	腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について	・別添資料
H19. 12. 26	社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生	・まん延防止策の一層の徹底について
H17. 2. 22	社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について	

防ごう！

ノロウイルスによる二次感染

ノロウイルスは、感染力が強いため保育所・学校・高齢者福祉施設などで患者が発生すると二次感染を引き起こし、集団感染となることがあります。

ノロウイルスによる二次感染防止のために、早期にかつ適確に対応することがとても重要です。

①正しい手洗い ②ノロウイルスに有効な消毒方法 ③平常時における健康管理と衛生管理を
実践し、ノロウイルスによる二次感染を防ぎましょう。

川崎市健康福祉局・区役所保健福祉センター

1 正しい手洗い

目に見えないノロウイルスは、直接・間接的に手指などについて二次感染の原因となります。正しい手洗いは、感染予防の基本です。

手洗いに際しては、ノロウイルスに対する有効な消毒はありません。また、石けんそのものにもノロウイルスを殺す効果はありませんが、手の脂肪などの汚れを落とすことでウイルスを手指からはがれやすくする効果があります。

日ごろから正しい手洗いを習慣づけましょう。

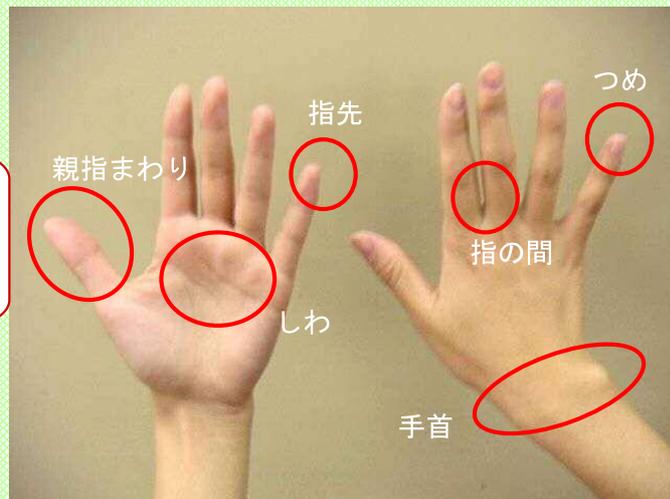
手洗いのタイミング

- ・ トイレ後
- ・ 調理前や食事前
- ・ 帰宅後
- ・ おう吐物、排泄物の処理後
- ・ 食事介助、排泄介助の後
- ・ オムツ交換後

手洗い前のチェック

- ・ 爪は短く切ってますか？
- ・ 腕時計や指輪をはずしてますか？
- ・ 石けんは用意しましたか？

汚れが残しやすいところ



手洗いで洗い残しが多いところを意識しながら念入りに洗うよう、心がけましょう。



手洗いの方法



①まず、水で洗います。



②石けんをつけてよく泡立てます。



③カランを洗います。



④手のひらをこすり洗います。



⑤手の甲をこすり洗います。



⑥指の間を洗います。



⑦指先・爪の間を念入りに洗います。



⑧親指もつけねから指先までねじるようこすり洗います。



⑨手首も洗います。



⑩流水でよく洗い流します。



⑪カランも洗い流します。



⑫ペーパータオルで拭きます。



⑬手を拭いた使い捨てタオルでカランを閉め水を止めます。



2-1 ノロウイルスに有効な消毒の種類

ノロウイルスを完全に失活化するには、加熱や次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）による消毒が有効です。

消毒用アルコールや逆性石けんは、あまり効果がありません。

加熱による消毒

85℃ 1分以上の加熱をします。

次亜塩素酸ナトリウムによる消毒ができないものは、消毒箇所が85℃以上になるようお湯やスチームアイロンの蒸気を使い消毒します。

次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）による消毒

■使用濃度

使用用途により、次亜塩素酸ナトリウムの濃度が異なります。用途に合わせて使用します。

日常の清掃 調理台・調理器具など	おう吐物や排泄物などで 高濃度に汚染された場所や物
塩素濃度 0.02%	塩素濃度 0.1%

■次亜塩素酸ナトリウム希釈液の作り方

用意するもの



塩素系漂白剤(原液)



ペットボトル
(キャップは約5ml)



あらかじめ目印をつけた
計量カップがあると便利

作り方



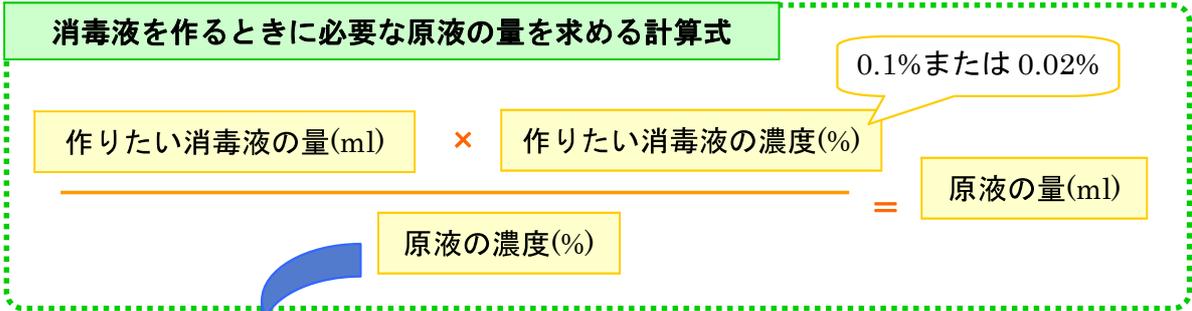
ペットボトルに水を
半分くらい入れます。



原液をペットボトルのキャップ
(5ml)を使って必要量ばかり、
ペットボトルに入れます。



全量まで水を加え、
ふたをしてよく振り
混ぜ合わせます。



市販されている塩素系漂白剤の濃度は様々です。確認して調製しましょう

濃 度	商 品 名
1 %	ミルトンなど
5 %	ハイター・ブリーチなど
6 %	ピューラックス・アサヒラックなど

【調製例】

◆0.1%次亜塩素酸ナトリウム液

全 量	原液濃度	調製方法	希釈倍率
2 ℓ 作るには	1 %	原液 200ml に水を加え 全量 2ℓにします	10 倍希釈
	5 %	原液 40ml に水を加え 全量 2ℓにします	50 倍希釈
	6 %	原液 33.3ml に水を加え 全量 2ℓにします	60 倍希釈
500ml 作るには	1 %	原液 50ml に水を加え 全量 500mlにします	10 倍希釈
	5 %	原液 10ml に水を加え 全量 500mlにします	50 倍希釈
	6 %	原液 8.3ml に水を加え 全量 500mlにします	60 倍希釈

◆0.02%次亜塩素酸ナトリウム液

全 量	原液濃度	調製方法	希釈倍率
2 ℓ 作るには	1 %	原液 40ml に水を加え 全量 2ℓにします	50 倍希釈
	5 %	原液 8ml に水を加え 全量 2ℓにします	250 倍希釈
	6 %	原液 6.6ml に水を加え 全量 2ℓにします	300 倍希釈
500ml 作るには	1 %	原液 10ml に水を加え 全量 500mlにします	50 倍希釈
	5 %	原液 2ml に水を加え 全量 500mlにします	250 倍希釈
	6 %	原液 1.6ml に水を加え 全量 500mlにします	300 倍希釈

■次亜塩素酸ナトリウム希釈液の使用上の注意

- ・消毒液を入れたペットボトルは「消毒液」「飲用不可」などの表示をし、誤って飲まないよう注意します。
- ・希釈した消毒液は時間の経過とともに効果が減少します。作り置きしない。
- ・皮膚への刺激が強いため、手指の消毒には使用しない。
- ・使用するときは、換気を十分行います。
- ・消毒後 10 分後水拭きします。特に金属に対して腐食性があります。金属に使用したときは念入りに水拭きします。

2-2 ノロウイルスに有効な消毒方法

ノロウイルス感染者のふん便やおう吐物には、大量のウイルスが含まれており、二次感染を引き起こす感染源となります。おう吐物に含まれているノロウイルスは、乾燥すると空気中を舞い上がり、直接口に入って感染を広げてしまうこともあります。

ふん便・おう吐物の処理の際、周囲への汚染拡大を防ぐためにも、迅速かつ確実に行うことが重要です。

おう吐物の処理

用意するもの



- ・0.1%次亜塩素酸ナトリウム液（作り方 P3）
- ・ペーパータオル
- ・ビニール袋 2 枚（液漏れしないこと）
- ・専用バケツ
（ビニール袋 2 枚を重ねて入れ、口を広げておく。
廃棄物が浸るくらいの 0.1%次亜塩素酸ナトリウムを入れておく。）
- ・マスク
- ・使い捨て手袋
- ・使い捨てエプロン

■処理する前に

- ・換気のために、窓を開けます。
- ・おう吐物周辺に人が近づかないようにします。

■処理方法



①マスク・使い捨てエプロン・手袋を着用します。使い捨てエプロンの袖口は手袋の中に入れます。



②ペーパータオルなどで外側から内側に向けて静かにふき取ります。タオルやぞうきんなど再利用するものは使わない。



③拭き取りに使用したペーパータオルなどを 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液入りの内側のビニール袋に入れます。



④ ビニール袋の内側に触れないよう口元をしっかり縛ります。そのまま外側のビニール袋に入れます。



⑤ おう吐物で汚れた場所を 0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませたペーパータオルなどで 10 分覆います。使用したペーパータオルは外側のビニール袋に入れます。



⑥ ペーパータオルなどで水拭きします。使用したペーパータオルは外側のビニール袋に入れます。

カーペットなどは変色する場合があります。スチームアイロンなどで 85°C1 分以上の高温で処理します。



⑦ 使い捨てエプロン・マスクをはずします。最後に手袋の表面に触れないよう手袋を裏返しながらはずします。



⑧ おう吐物が入った内側の袋(④)・ペーパータオル・エプロンなどすべて外側のビニール袋に入れます。



⑨ 外側のビニール袋の口元をしっかり縛り、廃棄します。処理が終わったら、ていねいに手洗い・うがいをします。(手洗いの方法は P1~2)

おう吐物の処理は乾燥する前に処理することが重要。乾燥させるとノロウイルスが空気中に漂い、口から入ると感染する可能性があります。



衣類・寝具の洗濯・消毒

汚物が付着した衣類やシーツをいきなり洗濯機で洗うと他の衣類も汚染します。

■処理する場所

専用の汚物処理室

■用意するもの

汚物処理室専用の履き物 使い捨て手袋 マスク 汚物処理用エプロン
ペーパータオル 専用バケツ（金属製の容器は使用しない）
0.1%及び0.02%次亜塩素酸ナトリウム液 ビニール袋

■処理方法

- ①汚物などが飛び散らないよう静かにペーパータオルなどで拭きとります。
- ②専用バケツに洗剤を入れた水の中で静かにもみ洗いした後水洗いします。
（下洗い場所は0.02%次亜塩素酸ナトリウム液で消毒後、洗剤を使って掃除します。）
- ③いずれかの方法で消毒します。
 - ・急ぎの場合 …0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に10分浸して消毒
 - ・時間がある場合…0.02%次亜塩素酸ナトリウム液に30分浸して消毒
 - ・85℃1分以上になるよう熱湯消毒
- ④水洗い後、他の洗濯とは分けて最後に洗濯します。
- ⑤処理が終わったら、ていねいに手洗い・うがいをします。（手洗いの方法は P1～2）

汚物の拭とりに使用したペーパータオルは0.1%次亜塩素酸ナトリウム液入りのビニール袋に密封し廃棄、手袋・マスクなども周囲を汚染しないよう密封し廃棄します。

■すぐに洗濯できないとき

布団などにすぐに洗濯できない場合は、表面の汚物をペーパータオルなどで取り除いた後、スチームアイロンの熱を利用して消毒します。

85℃1分以上!



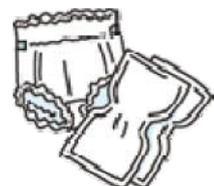
オムツ交換

■用意するもの

使い捨て手袋 マスク 汚物処理用エプロン 使い捨ておしりふき
廃棄物容器(ビニール袋を入れておく) 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液

■処理方法

- ・使用したおしりふき、使用済みオムツは廃棄物容器（0.1%次亜塩素酸ナトリウム液をあらかじめ入れたビニール袋の中）に入れ、密封し廃棄します。
- ・手袋は1回ごとの交換が望ましい。
手袋をはずした際には、手洗いをします。（手洗いの方法は P1～2）



有症者が使用した食器の洗浄・消毒

有症者が使用した食器類やおう吐物が付着した食器類を下膳するときは、食後すぐに下洗いし、0.02%次亜塩素酸ナトリウム液に浸し消毒し、洗浄します。

下洗い場所も0.02%次亜塩素酸ナトリウム液で消毒後、掃除します。

入浴の注意と浴槽の管理

ノロウイルスは汚染された浴槽水から感染することがあります。また、タオルを共用することで感染が広がる可能性があります。

- ・下痢・おう吐などの症状がある人は、できるだけ入浴を控えます。
または、最後に入浴するかシャワーのみにします。
- ・回復後もノロウイルスの排泄が続くことがあります。しばらくは最後に入浴します。
- ・入浴前は身体をよく洗います。(特におしりは石けんでよく洗います)
- ・タオルの共用はやめます
- ・お風呂の水は毎日換えて、浴槽や洗い場の床などは0.02%次亜塩素酸ナトリウム液で消毒後、洗剤できれいに洗います。



共用はダメ

施設の消毒

ノロウイルスは感染力が強く、環境（ドアノブなど）からも検出されます。

■消毒する場所

直接手で触れる機会がある場所すべて

例えば…

手すり ドアノブ 水道の蛇口 ベッド周り 車椅子の押し手や後輪 トイレ 机 イス
引出しの取っ手 食事のテーブル エレベーターのボタン

■消毒方法

0.01%消毒液に浸した布で拭き、10分後水拭きします。

消毒に使用した布は、消毒液に戻さないこと。

3 平常時の健康管理と衛生管理

日ごろからの利用者及び職員の健康状態の観察と施設の衛生管理も、感染防止対策の基本です。

健康管理

利用者の健康状態を常に注意深く観察し記録します。体調の悪い人をできるだけ早期に発見し把握します。

施設の職員は、外部との出入りの機会が多いことから、施設に病原体を持ち込む可能性が高く、また、入所者に密接に接触する機会が多いため、病原体の媒介者となる恐れもあります。下痢やおう吐の症状がある職員は直ちに上司に報告し、症状によっては仕事を休みます。もし、介護者などが施設外で感染した場合、食事介助や配膳などの業務は避けます。

施設内の衛生管理

■ 日常の清掃

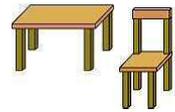
きれいな布やモップで水拭きし、こまめに清掃します。
 清掃に使用した布やモップは0.02%次亜塩素酸ナトリウム液に30~50分浸し消毒します。
 また、週1度は0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に30~50分消毒します。



■ 定期的な消毒

施設内で人が直接触れる場所や物は定期的に消毒します。
 0.02%次亜塩素酸ナトリウム液を浸した布を使い消毒し、10分後水拭きします。
 消毒に使用した布は消毒液には戻さないようにします。

◆ 消毒する場所の例

トイレ (室内・共用)	ドアノブ 便座 レバー 床 手すり 入り口周りの床 手洗いカラン 手洗い槽 	室内	机 イス ベッド周り 引出しの取っ手 ドアノブ 入り口周り 電源スイッチ 床 	洗面所 (室内・共用)	カラン 手洗い槽
食堂	テーブル イス			エレベーター	手すり ボタン
廊下	床 手すり 			その他	車イスの押し手・前輪・後輪 スリッパ 

(宮前区役所保健福祉センター作成)